

今後の農業資材審議会飼料分科会の運営について

農業資材審議会飼料分科会（以下「分科会」という。）の運営において、農林水産大臣から農業資材審議会に飼料安全に関する意見を聴かれた場合には、まず飼料安全部会（付託先の小委員会※¹を含む。以下同じ。）及び遺伝子組換え飼料部会において、それぞれが所掌する分野について専門的な審議を非公開で行った後、それらの審議結果※²について分科会において公開で議論し、農業資材審議会の意見として農林水産大臣に答申することとしている。

また、飼料の公定規格等に関する意見を聴かれた場合には、飼料栄養部会において公開で議論し、農業資材審議会の意見として農林水産大臣に答申することとしている。

一方、農業資材審議会農薬分科会では、審議の進め方等の見直し（農薬分科会における諮問内容の確認及び部会における議事録の公開）を検討した。

また、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会では、議事録が公表されていることから、飼料分科会の部会※³及び小委員会（以下「各部会等」という。）の審議においても、より一層の透明性向上を図るため、審議会の審議の進め方等の見直しを検討してはどうか。

1 分科会における諮問内容の確認について

現行の審議の進め方では、各部会等の審議を経て、分科会の審議を公開で行うこととされており、諮問時点では、諮問日やどの部会で審議を行うか等、分かりにくい枠組みとなっている。

今後は、農林水産大臣からの諮問の際、事務局から分科会の会長に諮問内容（諮問日、審議する飼料・飼料添加物の概要等）の報告を行い、諮問内容に基き審議を行う部会等を確認し、その後適切な部会等において審議することとしてはどうか。

また、諮問後、直近で開催される分科会において、諮問内容等の報告を事務局から行うこととしてはどうか。

飼料に関する農業資材審議会の審議の進め方（案）については、別紙のとおり。

2 各部会等の議事録について

現行の各部会等の審議の進め方は、知的財産として保護すべき資料を用いた審議については非公開で開催し、議事要旨を公開している。今後は、審議内容をより一層透明化するため、議事録を公開することとしてはどうか。

議事録の内容を公開する範囲については、各部会等で審議する分野が異なることから、特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらさないことを前提に、各部会等で取り決めることとしてはどうか。

※ 1 飼料添加物効果安全性小委員会、飼料添加物規格小委員会、家畜・養魚用飼料小委員会、愛玩動物用飼料小委員会

2 農業資材審議会飼料分科会における部会の設置について（平成 27 年 8 月飼料分科会決定）第 2 条において部会の議決を飼料分科会の議決とする事項を除く。

3 飼料安全部会、遺伝子組換え飼料部会、飼料栄養部会

(案)

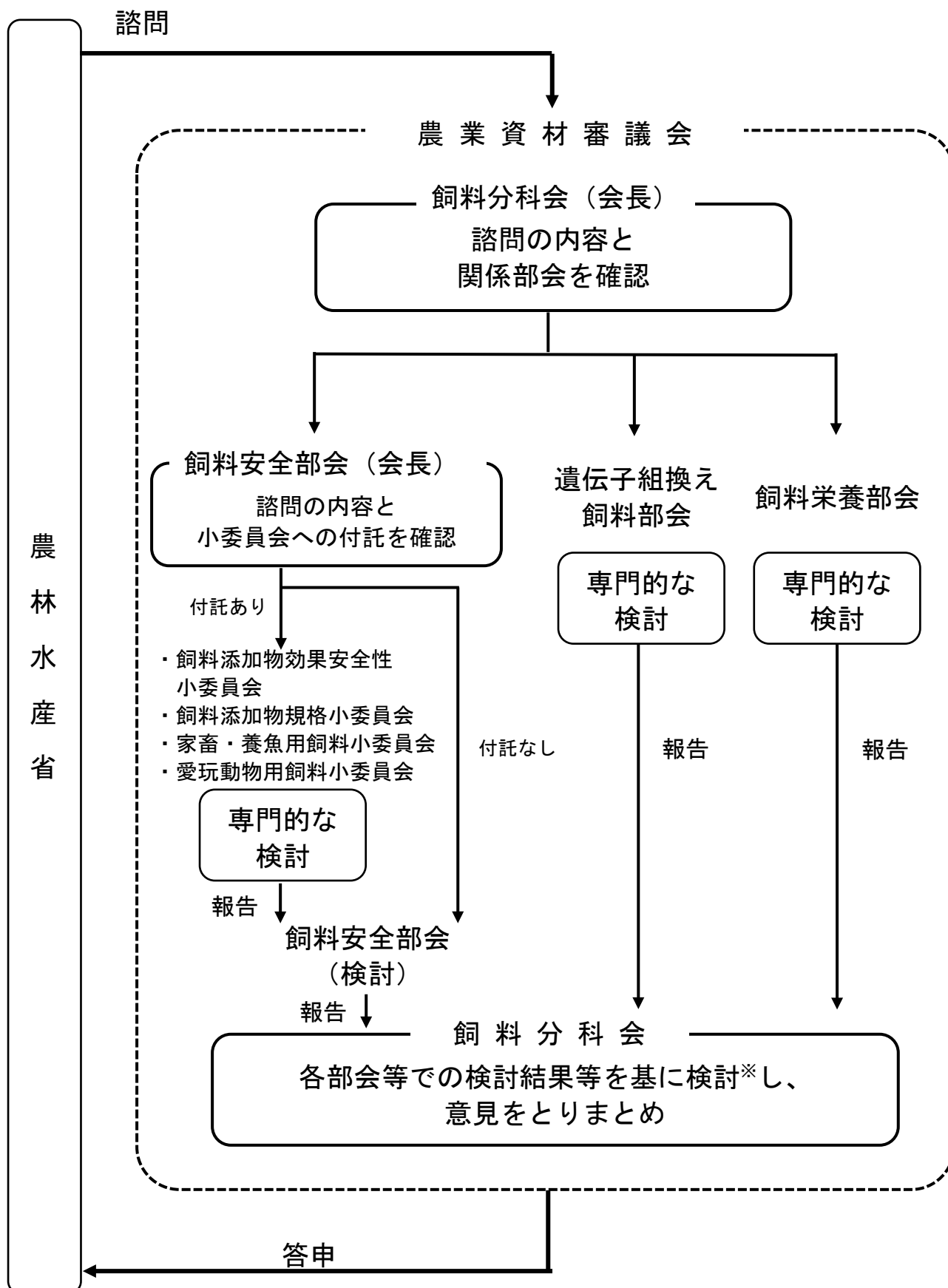
年 月 日
農業資材審議会飼料分科会

飼料に関する農業資材審議会の審議の進め方

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、農林水産大臣から農業資材審議会の意見を聴かれた場合の審議の進め方は、以下のとおりとする。

- 1 農林水産大臣からの諮問を受け、飼料分科会長が諮問の内容について報告を受けた後、各部会において審議を行う。
- 2 飼料安全部会において審議を行うこととした諮問については、飼料安全部会長が諮問の内容について報告を受けた後、飼料安全部会又は各小委員会において審議を行う。
- 3 飼料添加物効果安全性小委員会、飼料添加物規格小委員会、家畜・養魚用飼料小委員会及び愛玩動物用飼料小委員会における審議結果は、飼料安全部会に報告する
- 4 飼料安全部会において、各小委員会による審議結果等（農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会における小委員会の設定について（平成 31 年 3 月農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会決定）に基づき飼料安全部会の意見として議決としたものを除く。）を基に公開で議論し、その結果を飼料分科会に報告する。
ただし、飼料分科会と合同で議論した結果は、飼料分科会で議論した結果とする。
- 5 遺伝子組換え飼料部会及び飼料栄養部会における審議結果は、飼料分科会に報告する。
- 6 飼料分科会において、各部会等による審議結果等（農業資材審議会令（平成 12 年政令第 288 号。以下「審議会令」という。）第 6 条第 6 項に基づき飼料分科会の意見として議決としたものを除く。）を基に公開で議論し、その結果を飼料分科会の意見とする。
- 7 審議会令第 5 条第 6 項により、飼料分科会の議決をもって審議会の議決とすることができることから、飼料分科会において議決した結果（各部会等において飼料分科会の議決としたものを含む。）を農業資材審議会の意見として農林水産大臣に答申する。

(参考)



※ 規定に基づき、部会等の議決をもって飼料分科会の議決としたものを除く。